平成２２年（フ）第３８６号
川崎市宮前区鷺沼１丁目25番地11
破産者　有限会社職人堅木
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第６３５号
金沢市清川町７番９号
破産者　齊藤建設株式会社
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第２７８号
金沢市八日市５丁目460番地
破産者　有限会社あさひや
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２０年（フ）第２０６号
長野県大町市大町2576番地
破産者　株式会社ミヤハラ
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第１３３７号
愛知県一宮市丹陽町重吉字西高代182番地
破産者　有限会社針尾組
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１５２３号
名古屋市瑞穂区田辺通５丁目15番地
破産者　有限会社ベリーマイケル
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１７７６号
愛知県弥富市鯏浦町上本田173番地５
破産者　太田　守彦
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２７０号
三重県桑名市東方380－１　修徳第２コーポ305号、住民票上の住所三重県桑名市大字赤須賀2109番地
破産者　星野　正明
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第１２３５号
大阪府守口市大日町２丁目１番50号
破産者　株式会社シンセイハウジング
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６６９８号
大阪市北区大淀中１丁目17番５号
破産者　株式会社タカトレコン
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１００６４号
大阪市東淀川区豊里６丁目29番10号
破産者　丸富住建株式会社
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１９８号
大阪市北区本庄東１丁目１番10号
破産者　株式会社マグネット
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５８５号
大阪府高槻市芝生町１丁目46番３号
破産者　有限会社健塗装
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７５５号
大阪市天王寺区四天王寺２丁目１番28―302号
破産者　有限会社ＥＵＲＯＳＴＡＲ
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１９３９号
大阪市北区天神西町７番８号
破産者　株式会社宝栄貿易
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２４０２号
大阪市淀川区西中島５丁目９番６号
破産者　フロントページソフト株式会社
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４３０９号
大阪市住吉区帝塚山中１丁目２番23号
破産者　株式会社アリュール帝塚山
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７０６号
大阪府松原市高見の里４丁目２番11号
破産者　株式会社城山
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第７０７号
大阪府八尾市老原２－１、商業登記簿上の本店所在地大阪府南河内郡河南町大字山城583番地の１
破産者　有限会社夢現堂
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第６２１号
兵庫県尼崎市南清水６丁目７番地
破産者　株式会社ホクト
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第５８９号
岡山市南区古新田1233番地２
破産者　株式会社インプルーブ
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２５号
岡山県玉野市和田１丁目４番20号
破産者　有限会社ワイズワン
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部